

相模原市監査委員公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年7月6日に実施した市立小・中学校の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成17年8月2日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 小 俣 旭

同 川 上 一 行

1 教育委員会から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成17年7月27日

(2) 教育委員会が講じた措置の内容（全文）

麻溝台中学校における再配当予算の執行にあたりましては、予算執行票決裁時に教頭が予算整理簿記載内容の確認を行うことにいたしました。

また、備品購入につきましては、学校内で7月初旬に教頭と教科主任による「教材備品等購入検討会」を組織し、必要備品及び購入時期等の計画を作成し、現在、計画どおり備品購入事務を執行しております。

教育委員会では、財務会計システムにより毎月月末に再配当予算の執行状況を確認し、各学校ごとの再配当予算執行状況一覧を作成し、適切な財務執行事務の指導をしていくことといたしました。

今後とも、教育委員会で作成した「学校財務の手引き」に則り、適切かつ計画的な学校予算執行事務に努めてまいります。

(参考)

小・中学校定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を教育委員会に提出した日

平成17年7月6日

2 監査の結果

麻溝台中学校の再配当予算の執行に関する事務を調査したところ、予算整理簿の支出月日等の未記入、未執行分の戻入処理の遅れ及び備品購入を年度末にまとめて執行するなどの不適切な事例が多く見受けられた。

今後は、「学校財務の手引き」等に基づき、適正な事務執行が行われるよう努められたい。

その他の各小・中学校における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、今後とも、再配当予算の計画的な執行を図るとともに、良

好な教育環境を保持するため、校舎やプール等の学校施設の維持管理についても、十分意を払われるよう要望する。

また、理科薬品の管理について、校内取扱規程に基づき、理科薬品等使用管理簿への使用記録及び定期的な保管状況等の確認を徹底されるよう要望する。

さらに、給食設備や食材等の管理保管についても十分留意され、児童・生徒に対しても衛生指導を徹底されるよう要望する。